

CO・OP 共済からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症に関する情報 ～共済掛金の払込猶予に係る特別措置について～

新型コロナウイルス感染症による影響を受けられました皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。

CO・OP共済では、新型コロナウイルス感染症によりご契約者様が影響(注)を受けられた場合、共済掛金の払込猶予期間を延長するお取り扱いをさせていただきます。

お取り扱いを希望の方は、お手数ながら以下のフリーダイヤルまでお申し出いただきますようお願い申し上げます。

(注)ご契約者様が新型コロナウイルスに感染したといった直接的な影響だけでなく、感染疑義(感染者との濃厚接触)に伴い自宅待機される場合や感染防止を目的として、金融機関等の休業や業務縮小などにより、通常のお手続きが困難となるような間接的な影響を受けられた場合を含みます。

共済掛金の払込猶予期間延長の内容

(1) 商品ごとの猶予期間

ご契約者様からのお申し出により、共済掛金の払い込みを猶予する期間を最長で2020年9月30日まで延長します。

2020年9月までの口座振替ができなかった場合は、2020年10月31日までにご連絡ください。

申出期間		
2020年3月23日～10月31日		
対象商品	適用日	猶予期日
《たすけあい》	2020年3月23日	2020年9月30日
《あいぷらす》		
《ずっとあい》終身生命		
《ずっとあい》終身医療		

※《火災共済》、《新あいあい》についてもご契約者様からのお申し出により、共済掛金の払込猶予期間を延長することができます。

詳細については以下のフリーダイヤルまでご連絡ください。

(2) 適用地域

地域の限定は行いません。

《たすけあい》《あいぷらす》《ずっとあい》《新あいあい》にご加入の方

0120-50-9431 受付時間 9時～18時(日曜日定休日・祝日営業)

火災共済、自然災害共済に加入の方

0120-6031-43 受付時間 9時～18時(日曜日定休日)